

1 授業料について

都立高等学校では、義務教育とは異なり、原則として授業料を納入していただくこととなります。

(1) 授業料額・納入回数・納入時期

授業料額(定時制年額)	納入回数	納入時期
32,400円	2回	6月末(年額の3/12 8,100円 4～6月分)
		9月末(年額の9/12 24,300円 7～3月分)

(2) 就学支援金について

就学支援金制度とは、保護者の所得等一定基準を満たす生徒について、授業料相当額の就学支援金が支給されるというものです。(保護者に直接支給されるものではありませんが、実質、保護者の授業料負担はなくなります。)

<対象者>

- ① 保護者等の「区市町村民税の課税標準額×6%－区市町村民税の調整控除の額」が30万4,200円未満の者

注：「区市町村民税の課税標準額」及び「区市町村民税の調整控除の額」は、(非)課税証明書等で確認してください。

- ② 高等学校等に在学をする生徒で、日本国内に住所を有する者
- ③ 高等学校等を卒業又は修了したことがない者
- ④ 高等学校等の在学期間が通算して36月を超えていない者
定時制・通信制に在学する期間は4分の3として計算する。(ただし、支給停止期間は除く。)

(3) 授業料減免制度について

上記(2)の就学支援金制度対象外の世帯で、経済的に困難な家庭(家計急変を含む)及び、扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯について、授業料を免除又は減額する制度があります。

2 学校徴収金について

学校徴収金は、積立金、生徒会費、PTA会費及び給食費で構成され、次のとおり、納入していただきます。

積立金は、教科書代や修学旅行等に支出します。また、生徒会費は部活動や生徒会活動費に、PTA会費はPTA活動費に充てられます。

(1) 令和3年度 学校徴収金納入金額（第1学年）※参考

区分	積立金	生徒会費	PTA会費	給食費	合計	納入期限
第一期 (入学時)	30,000	1,500	0	27,200	58,700	3月8日 (郵便局で納入)
第二期	10,000	1,500	0	29,200	40,700	7月15日
第三期	10,000	0	0	19,200	29,200	10月15日
合計	50,000	3,000	0	75,600	128,600	年間徴収予定額 (給食受給の場合)

(2) 納入方法

① 入学時納入金（第一期）

「払込取扱票」により納入していただきます。

② 第二期以降

ゆうちょ銀行口座から口座振替にて納入していただきます。

(3) ゆうちょ銀行口座登録について

第二期以降の学校徴収金は、ゆうちょ銀行の口座振替にて納入していただきます。学校徴収金の口座振替はゆうちょ銀行のみの取扱いとなりますので、現在ゆうちょ銀行口座をお持ちでない方は、恐れ入りますがゆうちょ銀行総合口座を御準備ください。

(4) 給付型奨学金

給付型奨学金制度は、家庭の経済状況に関わらず、生徒が希望する進路に挑戦できるよう、生徒が学校の選択的教育活動に参加するために必要な経費を、東京都が保護者に代わり支払う制度です。保護者の所得等一定基準を満たす場合に対象となります。

<対象者>

- ① 生活保護受給世帯又は区市町村民税所得割額及び都道府県民税所得割額が0円（非課税）の世帯
※ 保護者が2名いる場合は、2名とも非課税であること。
- ② 区市町村民税所得割額及び都道府県民税所得割額の合算額が8万5,500円未満の世帯

(5) 奨学のための給付金制度

奨学のための給付金制度とは、授業料以外の教育に必要な経費（学校徴収金、学用品、入学通学用品等）の保護者負担を軽減するための制度です。保護者の所得等一定基準を満たす場合に給付金が支給されます。

注意： 学校徴収金の納入が免除されるものではありません。

<対象者>

- ① 保護者が都内に居住している方
- ② 生活保護受給世帯又は区市町村民税所得割額及び都道府県民税所得割額が0円（非課税）の世帯
※ 保護者が2名いる場合は、2名とも非課税であること。
- ③ 高等学校等就学支援金の受給要件を満たす方

3 給食について

都立松原高等学校定時制課程は、全員受給を原則とした給食があります。本校の給食時間は、授業開始前の午後5時から午後5時45分までです。栄養士が栄養のバランスを考え、バラエティ豊かなメニューで食事を提供しています。

また、お仕事などの御都合に合わせ、予約・取消ができます。

(1) 「給食（受給・辞退）届」の提出について

受給を原則としていますが、希望により辞退を認めています。「給食（受給・辞退）届」により受給の有無を確認します。

また、学年途中からでも給食の「受給・辞退」の変更ができます。学級担任に申し出て、再度「給食（受給・辞退）届」を提出してください。

なお、給食を再受給される場合は事前に給食費を納入していただきます。

(2) 給食予約について

給食は予約制です。予約は基本的に前月中が締め切りですが、新入生の4月分の予約については「給食予約申込書（4月分）」を提出することで4月から受給可能です。

5月以降の給食予約は「給食カード」を使って給食室で行います。具体的な方法は、入学後に御説明します。

(3) 給食費について

給食費は、1食あたり400円の食材料費のみ負担していただいております。令和3年度は年間190回（新入生は189回）の給食を予定しており、給食費の年額は76,000円（新入生は75,600円）です。予約を行わなかった回数分の給食費については、毎年度末に返金いたします。

給食は予約に応じて食材料を発注します。予約分を実際に食べなくても費用が発生しますので、その分の返金はありません。

また、悪天候等やむをえない事情により給食が中止となった場合、すでに食材料を購入しているため、原則として返金できませんので御了承ください。

(4) 留意点

給食費は前納（前払い）が原則です。期日までに納入が確認できない場合は、保護者・生徒に連絡の上、給食受給を停止しますので、納入期日を厳守してください。

4 教科用図書・夜食費及び修学旅行等の補助金について

東京都では、働きながら学ぶ生徒の修学奨励及び経済的負担の軽減を目的とした補助金制度が設けられています。

(1) 補助金の種類と補助額

種類	補助額
教科用図書補助金	今年度に購入した教科書の合計金額
夜食費補助金（給食受給者が対象）	喫食数に対して一食当たり60円
修学旅行補助金 ※1	一人当たり5,000円
教育修学指導事業参加費補助金 ※2	交通費・施設使用料について上限5,000円

※1 修学旅行参加者の内、授業料減免者に相当する者（生活保護受給世帯又はそれに準ずる世帯等）が対象

※2 1年生の教育修学指導事業参加者の内、授業料減免者に相当する者が対象

(2) 補助金交付の認定要件と証明書類（次のいずれかの要件に該当すること）

認定要件	証明書類（例）
正規雇用又は自営業の職に就いている者 ※3	①在職証明書 ②勤務日数の証明書（※3該当者のみ）
パート・アルバイト等に就き 年度中に90日以上勤務した者	勤務日数の記載されている 在職証明書又は給与明細等
疾病や心身の障害で職に就くことができない者 り災により経済的に修学が困難な者	診断書又は障害者手帳の写し り災証明書
職に就く意思はあるが、職がなく求職活動を行った者	① ハローワークカードの写し ② 勤務日数の証明書 （①を1枚につき30日相当とみなし、①と②を併せて90日以上勤務日数が必要）
その他、やむを得ない事情で就職できない者 （家族の看護等）	家族の診断書又は障害者手帳の写し

※3 年度途中から就職、又は、年度途中で勤務先を変更した者は、勤務日数が合計90日を超えた時点で対象